

# 障害年金の請求の際は、 事前に医師に相談を



障害年金は、在職中に初診がある傷病において、初診日から起算して、原則1年6月を経過した日に、障害等級1～3級に認定された場合に支給されます。今後認定手続のお問い合わせをされる際は、下記の内容をご確認ください。

Point  
1

## まずは医師にご相談！

障害年金は、原則として初診日から1年6月を経過した日（障害認定日といいます）の症状が、厚生年金保険法に基づく障害等級に該当するかどうか重要です。

請求手続をお考えの方は、まず、ご自身の症状が障害等級1～3級に該当する可能性があるか、医師にご相談ください。



Point  
2

## 「初診日」の特定がとても重要です！

障害等級の認定審査で重要となる「診断書」は、初診日が確定しないと障害認定日が決まらず、医療機関に診断書の作成を依頼できません。

また、その傷病で初めて受診した医療機関と現在診療を受けている医療機関が異なるときは、初めて受診した医療機関で、当時の受診状況の証明をしてもらう必要があります。

Check  
1

## 傷病手当金と障害年金は併給調整されるのでご注意ください。



傷病手当金を受給している（いた）方が、障害年金の受給をされる場合、双方の支給が重複する期間は、傷病手当金の支給金額が調整されます。年金が支給開始されたときに、重複期間の傷病手当金を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

Check  
2

## 公務による傷病であっても障害年金は請求できます。（一部併給調整あり）

障害厚生（共済）年金の受給者が、公務によって、障害補償又は傷病補償年金が決定した場合、障害厚生（共済）年金とは、一部を除き併給して受給できます。

なお、公務災害の申請手続中でも障害厚生（共済）年金のお手続をすることが可能です。

